

8%

消費税率の引上げに  
対応!

住宅について

住宅は、多くの人にとって最も高い  
買い物です。今回は、4月から実施さ  
れる住宅ローン減税の拡充と給付金  
制度を紹介します。

住宅ローン減税の拡充

住宅ローンを利用して住宅を取得・増改築し  
た場合、10年間継続して年末のローン残高の  
1%が所得税から控除されます。引上げ後の消  
費税率が適用される場合は、最大控除額が4  
00万円まで(長期優良住宅・低炭素住宅は最  
大500万円まで)拡充されます(一部、翌年の  
住民税から控除)。

〈主な要件〉

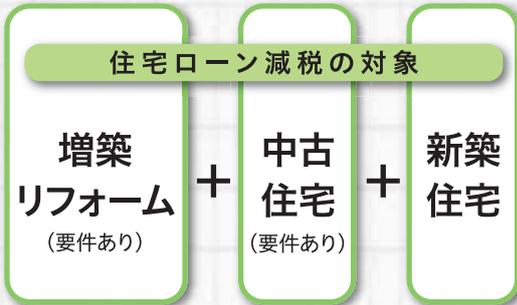
- ① 自らが居住するための住宅である  
(引渡しから6か月以内)
- ② 床面積が50㎡以上
- ③ 年収が3000万円以下
- ④ 住宅ローンの借入期間が10年以上 など

すまい給付金

住宅を取得の際に、引上げ後の消費税率が適用  
される場合(収入が一定以下の方に限る)給付金が  
支払われる新しい制度です。新築住宅だけでなく、  
中古住宅も対象となります(住宅の品質等一定  
の要件を満たす住宅取得が対象)。



給付額  
||  
給付基礎額  
(収入額の目安により決定)  
×  
持分割合  
(建物の登記事項  
証明書で確認)



\*控除の際、一定の要件があります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

奈良県住宅課 ☎0742-27-7540 すまい給付金事務局 ☎0570-064-186 URL [sumai-kyufu.jp/](http://sumai-kyufu.jp/)(すまい給付金事務局)

知ればその国の人に話したくなる、外国とのゆかりをご紹介します。



海を渡った  
蒸し饅頭

奈良 中国



林神社の社殿

本で初めて餛の入った蒸し饅頭を作ったと言われています。

1349年に来日し、現在の奈良市林小路町辺りに店を構  
えた林浄因は、中国の饅頭(肉や背脂の入ったもの)を基に、当  
時の日本人の食文化に合うように、小麦粉を練った皮で餛を包  
んだ蒸し饅頭を販売し、大好評を得ました。その後、足利將軍  
家を経て宮中に献上するに至り、今日では全国の菓子業界の信  
仰を集めています。

林神社では毎年、林浄因の命日である4月19日に「饅頭まつ  
り」が開催されます。全国各地から献上された饅頭がひな壇に  
供えられ、祭  
りの最後に  
は、参拝者に  
その場で蒸さ  
れた饅頭がふ  
るまわれます。



全国から奉納された饅頭

●林神社例大祭「饅頭まつり」  
4月19日(土) 10時~11時  
奈良漢國神社(林神社)  
☎0742-22-0612



奈良県観光プロモーション課 ☎0742-27-8553 FAX 0742-27-1065